

覚 書 (案)

江田島市（以下「甲」という。）と△△株式会社（以下「乙」という。）は、江田島市「しごとの場創出事業」（以下「本事業」という。）に関して、次のとおり覚書を締結する。

（目的）

第1条 本覚書は、本事業を対象とした公募型プロポーザルにより、本事業の実施を担う者として乙が選定されたことを確認し、本事業の円滑な実施に必要な基本事項を定めることを目的とする。

（総則）

第2条 甲及び乙は相互に協力し、本事業が円滑に進むよう努めるものとする。

（本事業の履行）

第3条 乙は、甲が目指す江田島市「しごとの場創出事業」の主旨及び地域経済の活性化の必要性を理解するとともに、本事業に係る公募要項（以下「要項」という。）に定める事業条件及び要項に従って提出された提案書の各項目を遵守すること。

（事業期間）

第4条 本事業の開始は本覚書締結日からとし、終了は施設開業日から起算して10年とする。

（事業用地）

第5条 本事業の事業用地は、次の土地（以下「本件土地」という。）とする。

- (1) 所在 江田島市江田島町秋月
- (2) 地番 ○番地, ○番地, . . .

2 乙は、本件土地の使用に際し、甲と土地使用貸借契約（以下「契約」という。）を締結する。なお、契約の締結日は江田島市議会における議案の議決日の翌日とする。

- (1) 土地使用貸借の開始日は、契約締結日とし、契約終了は施設開業日から起算して10年とする。ただし、期間終了後には更新できるものとする。
- (2) 土地使用料は、契約期間中は無償とし、契約期間終了後は甲と協議の上、定める。
- (3) 契約期間中は、提案内容に即した事業に利用すること。ただし、新たな事業を実施する場合には、事前に甲乙で協議する。
- (4) 乙は、土地使用貸借権を第三者に譲渡又は転貸、担保権などを設定させることはできないものとする。
- (5) 乙が、事業継続に伴う建築物の所有権及び事業の譲渡、その他権利の設定、移転などを行う場合は、甲の承諾を必要とする。
- (6) 乙は、甲との契約締結後、事業用地に隠れた瑕疵が発見されても、そのことを理由とする損害賠償の請求や契約の解除をすることはできないものとする。
- (7) 甲は、乙において事業を実施することが著しく不相当と認められる事情が生じた場合は、事業者としての資格を取消し、契約を解除することができるものとする。

る。

(8) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に定める風俗営業，同条第5項に定める性風俗関連特殊営業の用に使用できない。又，いわゆるファッションホテルに類する施設の設置，営業も行うことはできないものとする。

(9) 事業用地は，現状有姿での貸付けとし，敷地内に存在する遊具の撤去，立木の伐採，造成，整地，電気・給排水・進入路工事，フェンス設置などに要する一切の費用は，乙の負担とする。

(支援)

第6条 甲は，乙の事業に伴う建設及び運営に関し，江田島市企業立地奨励条例に基づき，奨励金を交付する。

(秘密保持)

第7条 甲及び乙は，本覚書に関する事項につき，知り得た情報について相手方の事前の承諾を得ることなく第三者に開示することはできないものとする。また，その情報は本覚書の履行の目的以外には使用しないこととする。

(協定不履行)

第8条 甲又は乙が，本覚書に違反したとき，相手方から原因について報告を求め，違反した当事者は報告に協力する。また，本覚書に違反して相手方に損害を与えたときは，その損害を賠償するものとする。

2 甲は，乙の重大な事由により，本覚書に違反，あるいは不履行があった場合は，契約を解除する。その場合，乙は速やかに，原則，現状回復し，甲に土地を引渡すものとする。また，それに関する費用は乙の負担とする。ただし，現状回復の程度は甲乙協議して定めるものとし，乙の建築した建物などについては，立入り調査の上，適正鑑定価格に基づき，甲による買取りもできるものとする。

(誠実協議)

第9条 この覚書に定めのない事項について，必要が生じた場合又は疑義が生じた場合は，その都度，甲及び乙は誠意をもって協議により解決するものとする。

(その他)

第10条 第5条で定める事業用地に関する議案が否決されたときは，本覚書は無効となり，甲は一切の責任を負わない。

以上，本覚書の成立を証するため本覚書の正本を2通作成し，甲及び乙は，それぞれ記名押印の上，各1通を保有する。

平成 年 月 日

甲 江田島市大柿町大原505番地
江田島市
江田島市長 明岳 周作 ⑩

乙 ○○市○○町○○
△△株式会社
代表取締役 ○○ ○○ ⑩